

## 佐賀県介護現場における介護テクノロジー定着支援事業費補助金交付要綱（案）

### （趣旨）

第1条 知事は、介護現場の生産性向上による職場環境の改善を図るため、介護テクノロジー等の導入を行う事業者（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「令」という。）、厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省・労働省令第6号。以下「国規則」という。）、佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「県規則」という。）、令和8年度（令和7年度からの繰越分）介護保険事業費補助金（介護テクノロジー導入・共同化等支援事業）交付要綱（令和8年5月7日厚生労働省発老0507第2号。以下「国交付要綱」という。）、令和8年度（令和7年度からの繰越分）介護テクノロジー定着支援事業実施要綱（令和8年4月7日老発0407第3号。以下「国実施要綱」という。）並びに佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「県規則」という。）に定めるもののほか、この要綱（以下「県交付要綱」という。）の定めるところによる。

### （交付の要件）

第2条 補助事業者は、県内で介護保険法に基づくサービスを提供する介護サービス事業所・施設、老人福祉法に基づく養護老人ホーム若しくは軽費老人ホームを開設し、介護テクノロジー機器等を導入する者のうち、次の(1)又は(2)の要件のいずれかを満たす者とする。

(1) 令和8年度中に、令和7年度に県が設置したさが介護業務効率化サポートセンター又は厚生労働省委託事業「都道府県における生産性向上の取組に関する調査及び普及支援（中央管理事業）並びに2025年日本国際博覧会設営等事業」の相談窓口が実施する研修、県が実施する研修のうち県が介護業務効率化に資すると認めた研修、若しくは厚生労働省委託事業による「生産性向上ビギナーセミナー」、「生産性向上フォローアップセミナー」、「デジタル中核人材養成研修」のいずれかを受講するとともに、県交付要綱の規定に基づく業務改善計画の作成や取組の実施について、さが介護業務効率化サポートセンターに相談すること。

(2) 生産性向上ガイドラインに基づき、生産性向上に係る支援について知識・経験を有する第三者から、本事業による介護テクノロジーの導入に際し、個別の契約に基づき、①事前評価（課題抽出）、②業務改善に係る助言・指導等、③事後評価（導入後の定着支援を含む。）等の支援（メーカーや販売店等による機器の操作説明は含まない。）を受けること。

2 補助事業者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 3 補助事業者は、前項(2)から(7)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(交付の対象経費)

第3条 この補助金の対象経費は、次の別表1のとおりとする。

(別表1)

区分	対象経費	
(1)介護テクノロジー等の導入	ア TAIS に掲載された介護テクノロジーの導入に要する経費	公益財団法人テクノエイド協会が運営する福祉用具情報システム（Technical Aids Information System（以下「TAIS」という。））において介護テクノロジーとして選定された機器等を補助対象とする。 （分類：移乗支援、移動支援、排泄支援、見守り、コミュニケーション、入浴支援、介護業務支援、機能訓練支援、食事・栄養管理支援、認知症生活支援・認知症ケア支援） <a href="https://www.techno-aids.or.jp/ServiceWelfareGoodsList.php">https://www.techno-aids.or.jp/ServiceWelfareGoodsList.php</a>
	イ 介護ソフトの定着促進に要する経費	介護ソフトの定着を促進する費用として、介護ソフトと一体的に使用するために、併せて導入するタブレット端末や Wi-Fi 環境整備に必要な経費等を補助対象とする。 ・介護ソフトと一体的に使用するための情報端末（PC、タブレット端末（リース費用含む）） ・介護ソフトを利用するための Wi-Fi 環境の整備（配線・有線 LAN の設備工事、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築等） ・介護ソフトの導入前後に行うベンダーによるサポート 等
	ウ 右欄に掲げるその他機器等の導入に	次の(ア)又は(イ)に該当する機器等を補助対象とする。 (ア) TAIS に掲載されていない機器のうち、TAIS に掲載された介護テクノロジーと同水準の機能等を有すると

	要する経費	<p>県が判断した機器等</p> <p>(イ) 介護従事者の身体的負担の軽減や、間接業務時間の削減等の業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための職場環境整備として有効であり、介護サービスの質の向上につながると県が判断した機器等</p> <p>・バックオフィスソフト（電子サインシステム、給与、勤怠管理等） 等</p>
(2)介護テクノロジーのパッケージ型導入支援	<p>(1)アの「介護業務支援」に分類されている機器等又は(1)ウ(ア)の「介護業務支援」機器等と同水準と判断される機器等と、そのテクノロジー等と連動することで効果が高まると判断できる(1)ア又はウ(ア)の機器等を併せて導入する場合の導入経費を補助対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「介護業務支援」に該当する機器+「見守り・コミュニケーション」に該当する機器</li> <li>・「介護業務支援」に該当する複数の機器</li> <li>・介護ソフト+インカム 等</li> </ul>	
(3)導入支援と一体的に行う業務改善支援	<p>第2条第1項(2)に定める導入支援と一体的に行う業務改善支援を受けるための経費を補助対象とする。</p>	
(4)テクノロジー等の導入に係る付帯経費	<p>(1)ア若しくはウ(ア)の機器等（介護ソフトを除く。）の導入又は(2)の介護テクノロジーのパッケージ型導入支援に付帯して必要となる経費は、主となる機器と併せて導入する場合に限り補助対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護ソフト以外の介護テクノロジーを利用するための Wi-Fi 環境の整備（配線・有線 LAN の設備工事、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築等）</li> <li>・介護ソフト以外の介護テクノロジーの導入に伴って導入する PC、タブレット端末 等</li> </ul>	

- 2 販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にある機器等を補助の対象とする。
- 3 介護ソフトについては、介護事業所等の業務を支援するソフトウェアであって、導入により記録業務、情報共有業務（事業所内の情報連携のみならず、居宅サービス計画やサービス利用票等を他事業所と連携する場合を含む。）、請求業務を一気通貫で行う（転記等の業務が発生しない）環境が実現できる場合（既に導入している介護ソフト等と組み合わせで一気通貫が実現できる場合を含む。）に限り補助対象とする。また、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、システム更新の際の移行を迅速に行えるように、介護記録等のデータについては、CSV ファイル、JSON ファイル等、変換が容易なデータ形式で出力・入力できる機能を備えていることが望ましい。（機能の詳細は、メーカーが提供するカタログ等の他、別途厚生労働省が情報提供する「介護ソフトの機能調査結果」を参考にする。）

- 4 居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、居宅サービス事業所並びに介護予防サービス事業所が介護ソフトを導入する場合は、原則として、公益社団法人国民健康保険中央会（以下「中央会」という。）が実施するベンダー試験結果及び厚生労働省が情報提供する「介護ソフト機能調査」の結果において、①「ケアプランデータ連携標準仕様」に準じた CSV ファイルの出力・取込機能を有していること、②中央会が運営する「ケアプランデータ連携システム」の活用促進のためのサポート体制が整っていることが確認できるものであることとし、このことが確認できない製品である場合は、当該ベンダーに対し、厚生労働省の調査への回答を促すことを要件とする。
- 5 施設サービス（介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護医療院サービス）並びに地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所が介護ソフトを導入する場合は、原則として、厚生労働省が情報提供する「介護ソフトの機能調査結果」において、科学的介護情報システム（LIFE）について（[https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000198094\\_00037.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000198094_00037.html)）に掲載されている「CSV 連携仕様書（LIFE）」に準じた CSV ファイルの出力機能を有していることが確認できるものであることとし、掲載が確認できない製品である場合は、当該ベンダーに対し、厚生労働省の調査への回答を促すことを要件とする。
- 6 機器等の導入方法がリース又はレンタルによる場合は、実績報告の日までに支払った費用のみを補助対象とする。
- 7 以下の経費は補助対象としない。
  - (1) 機器等の開発に要する経費、機器等の保険料、メンテナンス費用、通信費、既に所有している機器等の廃棄費用
  - (2) 消費税及び地方消費税
  - (3) 交付決定前に契約を締結した機器等
  - (4) 本事業又は他の補助金等により過年度に導入した機器・介護ソフト等のランニングコスト

（交付の補助率（補助金額）及び基準額）

第4条 この補助金の補助率及び基準額は、次のとおりとする。

(1) 補助率（補助金額）

対象経費の実支出額から寄付金その他収入の額を控除した額に5分の4を乗じて得た額と(2)の基準額を比較して少ない方の額を補助金額とする。なお、千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(2) 基準額

次の別表2及び別表3の対象経費の種類（区分）ごとに、右欄のとおりとする。

（別表2）

対象経費の種類（区分）	基準額
① 第3条第1項(1)アの機器等のうち ・TAISで「移乗支援」、「入浴支援」に分類されている機器等 ・TAISで「介護業務支援」に分類されているインカム	100万円/台

<p>② 第3条第1項(1)ウ(ア)の機器等のうち</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・TAISで「移乗支援」、「入浴支援」に分類されている機器等と同水準の機能と判断された機器等</li> <li>・TAISで「介護業務支援」に分類されているインカムと同水準の機能と判断された機器等</li> </ul> <p>③ 第3条第1項(1)ウ(イ)の機器等のうちバックオフィスソフト以外</p>	
<p>① 第3条第1項(1)アの機器等のうち TAISで「介護業務支援」に分類されている介護ソフト</p> <p>② 第3条第1項(1)ウ(ア)の機器等のうち TAISで「介護業務支援」に分類されている介護ソフトと同水準の機能と判断された機器等</p> <p>③ 第3条第1項(1)ウ(イ)の機器等のうちバックオフィスソフト</p>	別表3の基準額(1)による
第3条第1項(1)ア又はウ(ア)の機器等のうち上記以外の機器等	30万円/台
第3条第1項(1)イの介護ソフトの定着促進	<p>導入する介護ソフトの経費と合わせて別表3の基準額(2)による</p> <p>※パッケージ型導入支援に合わせて対象とする場合は、パッケージ型導入支援の基準額に15万円を上乗せする。</p>
第3条第1項(2)の介護テクノロジーのパッケージ型導入支援	機器等の合計経費で1,000万円
第3条第1項(3)の導入支援と一体的に行う業務改善支援	48万円
第3条第1項(4)のテクノロジー等の導入に係る付帯経費	主となる機器等の基準額の範囲内（上乗せは無し）

(別表3) 介護ソフト及びバックオフィスソフトの基準額

区分	職員数（申請時点）	基準額(1)	基準額(2)
職員数に応じて必要なライセンス数の変動するなど、職員数により合計金額が変動する契約の場合	1～10人	100万円	115万円
	11～20人	150万円	165万円
	21～30人	200万円	215万円
	31人以上	250万円	265万円
それ以外の方式の契約の場合	—	250万円	265万円

※1 職員数には、訪問介護員等の直接処遇職員だけでなく、ICTの活用が見込まれる

管理者や生活相談員等の職員も算入することができる。

※2 職員数は、申請時点における常勤換算方法により算出された人数（「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令第37号）第2条第8号等の規定に基づいて計算した人数（小数点以下は四捨五入））とする。ただし、居宅を訪問してサービスを提供する職員（訪問介護員、居宅介護支援専門員等）及び管理者や生活相談員等については、従事する職務の性質上、実人数（常勤・非常勤の別は問わない）とすることができる。

※3 居宅サービス事業所（介護予防を含む。）又は居宅介護支援事業所（介護予防支援を含む。）であって、令和8年度中に「ケアプランデータ連携システム」により5事業所以上とデータ連携を実施する場合は、基準額に5万円を加算する。

#### （補助金の交付申請）

第5条 県規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書は、様式第1号のとおりとする。

2 前項の補助金交付申請書は、知事が別に定める日までに提出するものとし、その提出部数は1部とする。

#### （補助金の交付の決定）

第6条 前条の交付申請があったときは、その内容を審査し、当該申請に係る補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

2 交付の決定に当たっては、見守り機器・インカム・介護ソフトを優先的に補助の対象とし、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることがある。

3 知事は、前項に規定する交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を補助事業者に通知するものとする。

#### （補助金の交付の条件）

第7条 県規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 法、令、国規則、県規則、国交付要綱、国実施要綱及び県交付要綱の規定に従うこと。

(2) 補助事業の内容の変更をしようとする場合においては、知事の承認を受けること。ただし、次に規定する変更については、この限りでない。また、補助金額を増額する変更は認めないものとする。

ア 見積もり合わせ等による補助金額の減額

イ 導入機器等の分類を変更せず、補助金額にも変更がない場合

(3) 補助事業を行うためにする契約手続については、原則として2人以上の者から見積書を徴して行うこと。ただし、予定価格が20万円未満の契約又は性質上2人以上から見積書を徴することが適当でない認められる契約についてはこの限りでない。また、県内企業及び障害者就労支援施設等からの調達に努めること。

- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- (5) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (6) この補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならないこと。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (8) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管すること。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管すること。
- (9) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (10) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (11) 別表 4 に掲げるサービスについては、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（名称は問わない。）を機器導入までに設置し、3 か月に 1 回以上開催すること。
- (12) 別表 5 に掲げるサービスについては、令和 8 年度内に、「ケアプランデータ連携システム」の利用を開始すること。
- (13) 本事業による介護テクノロジーの導入・活用により、業務の改善・効率化等が進められ、職員の業務負担軽減やサービスの質の向上など生産性向上が図られるとともに、収支の改善が図られた場合には、職員の賃金へも適切に還元することとし、その旨を職員等に周知すること。
- (14) 独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が実施する「SECURITY ACTION」の「★一つ星」または「★★二つ星」のいずれかを宣言すること。事業所単位で単一の法人番号を有していない場合には、法人単位として、または事業所の代表者を「個人事業主」として申し込むこと。加えて、個人情報保護の観点から、十分なセキュリティ対策を講じること。セキュリティ対策については、最新版の厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を参考にすること。なお、SECURITY ACTION 対象外の事業所については、同等の対策（一つ星又は二つ星）を講じていることを宣言すること。

(15) 厚生労働省が発行する以下の資料を参考に業務改善に取り組み、業務改善計画を作成し、県に提出すること。(具体的な計画内容や提出方法、報告期限等の詳細については、別途通知する。)

- ア 介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン
- イ 介護サービス事業所における ICT 機器・ソフトウェア導入に関する手引き
- ウ 介護ソフトを選定・導入する際のポイント集
- エ 介護ロボット等のパッケージ導入モデル
- オ 介護現場で活用されるテクノロジー便覧

(16) 補助を受けた年度の翌年度から3年間、県に対し、業務改善計画で定めた内容に対する業務改善効果等を報告すること。(具体的な報告内容や報告方法、報告期限等の詳細については、別途通知する。)

(17) 科学的介護情報システム (LIFE) による情報収集に協力すること。

(18) 県及び厚生労働省等が実施する効果検証事業等に可能な限り協力すること。(厚生労働省等から直接協力依頼の打診がある場合がある。)

- 2 前項第2号の規定により、知事に変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、様式第3号のとおりとする。
- 3 第1項第4号の規定により、知事に中止又は廃止の承認を受けようとする場合の申請書は、様式第4号のとおりとする。

(交付決定の取消し等)

第8条 知事は、補助事業者が補助事業に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又は知事の命令若しくは指示に違反したときは、額の確定の有無にかかわらず補助金等の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

- 2 補助事業者が第2条第2項及び第3項の規定に該当することが判明したときは前項の規定を準用する。
- 3 知事は、前2項の規定により取消しをした場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、当該補助事業者にその額の返還を命ずるものとする。
- 4 知事は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金を補助事業者が受領した日から当該返還命令がなされた日までの期間に応じて県規則第18条第1項に定める割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 5 第3項の返還期限は、知事が指定する期日とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて県規則第18条第2項に定める割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(実績報告)

第9条 県規則第12条第1項前段に規定する実績報告書は、様式第5号又は様式第9号のとおりとする。

- 2 前項の実績報告書は、本事業の完了した日から起算して1か月以内(本事業の中止又は

廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から1か月以内)又は知事が別に定める日のいずれか早い期日までに提出するものとし、その提出部数は1部とする。

(補助金の交付請求)

第10条 この補助金は、知事が必要と認めたときは、概算払で交付できるものとする。この場合の補助金交付請求書は、様式第10号のとおりとする。

2 県規則第15条第1項に規定する補助金交付請求書は、様式第6号のとおりとする。

(財産処分の制限)

第11条 県規則第22条第2号に規定する財産は、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産とする。

2 県規則第22条ただし書きの規定による財産の処分の制限とする期間は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間とする。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年度の補助金から適用する。

(別表4) 委員会設置対象サービス

サービス区分
(介護予防) 短期入所生活介護 (介護予防) 短期入所療養介護 (介護予防) 特定施設入居者生活介護 (介護予防) 小規模多機能型居宅介護 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 複合型サービス (看護小規模多機能型居宅介護) 地域密着型介護老人福祉施設 介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護医療院

(別表5) 「ケアプランデータ連携システム利用開始」対象サービス

サービス区分
訪問介護 (介護予防) 訪問入浴介護 (介護予防) 訪問看護 (介護予防) 訪問リハビリテーション 通所介護 (介護予防) 通所リハビリテーション (介護予防) 福祉用具貸与 (介護予防) 居宅療養管理指導 (介護予防) 短期入所生活介護 (介護予防) 短期入所療養介護 (老健、病院等、医療院) 夜間対応型訪問介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (介護予防) 認知症対応型通所介護 地域密着型通所介護 (介護予防) 小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護 特定施設入居者生活介護 (短期利用) 地域密着型特定施設入居者生活介護 (短期利用) 認知症対応型共同生活介護 (短期利用) 居宅介護支援 介護予防小規模多機能型居宅介護 (短期利用) 介護予防認知症対応型共同生活介護 (短期利用) 介護予防支援 訪問型サービス (みなし)、(独自)、(独自/定率)、(独自/定額) 通所型サービス (みなし)、(独自)、(独自/定率)、(独自/定額)